

(趣旨)

第1条 この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）、その他動物実験に関する法令等に基づき、岐阜薬科大学（以下「本学」という。）における適正な実験動物の飼養及び保管並びに動物実験の実施を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験等」とは、次号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「実験動物」とは、動物実験等のため、本学の施設で飼養し、又は保管（輸送時を含む。）している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 「動物実験計画」とは、本学における動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (4) 「動物実験実施者」とは、本学において動物実験等を実施する者をいう。
- (5) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (6) 「飼養保管施設」とは、実験動物を飼養若しくは保管又は動物実験等を行う本学の施設、設備をいう。
- (7) 「施設管理者」とは、飼養保管施設の管理者をいう。
- (8) 「動物実験室」とは、実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む。）を施す本学の実験室をいう。
- (9) 「動物保管実験室」とは、実験動物を48時間を越えて保管する本学の動物実験室をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な債務を負い、次に掲げる必要な処置を講じるものとする。

- (1) 動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会に委託して動物実験計画に承認を与える。
- (2) 動物実験計画の実施結果の問題点を把握し、動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じる。
- (3) 実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の適正な実施に適した飼養保管施設を設備し、施設管理者を任命して維持及び安全の管理のために必要な措置を講じる。

(委員会)

第4条 本学の動物実験等の適正な実施のため、委員会は、学長の委託を受け、次の各号に掲げる事項について審議し、又は調査し、その結果を学長に報告する。

- (1) 第5条に定める教育訓練の内容

- (2) 動物実験責任者が申請した動物実験計画の内容及び実施方法に関する事項
 - (3) 実験動物の適正な飼養及び保管に関する事項
 - (4) 動物実験等に係る施設等に関する事項
 - (5) 動物実験等の実施状況等に係る自己点検・評価に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、動物実験等の適正な実施のために必要な事項
- 2 委員会は、前項第2号及び第3号に掲げる事項については、必要に応じて動物実験責任者に対し、動物実験等の適正な実施に関し報告を求め、又は助言し、若しくは指導することができる。
- 3 委員会は、学長が次に掲げる者のうちから任命した若干名の委員で組織する。
- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、学長が必要と認める学識経験を有する者
- 4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

(教育訓練)

第5条 動物実験実施者及び実験動物の飼養又は保管に従事する者（以下「動物実験実施者等」という。）は、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、指針等、学内関連諸規程
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養・保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 委員会は、教育訓練の実施日、内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。
- (自己点検、評価及び検証)

第6条 委員会は、学長の指示に基づき、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、本学における動物実験等の法令及び指針等への適合性に関し、定期的に点検及び評価を実施する。また、当該点検及び評価の結果について、学外者による検証を実施し、学長に報告する。

(情報公開)

第7条 委員会は、学長の指示に基づき、本学における動物実験等に関する情報（本指針、動物実験等に関する点検及び評価、学外者による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等）を毎年1回程度適切な方法により公表する。

(施設管理者)

第8条 施設管理者は、学長の指示に基づき、適正な実験動物の飼養及び保管並びに動物実験の実施に適した飼養保管施設の維持および安全の管理に注意を払い、必要な措置等について学長に報告する。

(実験計画の立案)

第9条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性等の科学的合理性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験等を適正に

実施しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性を十分に検討するとともに、徹底した事前調査を行い、すでに十分な知見の得られている事実を単に再確認するための動物実験等は避けること。
- (2) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、代替法も考慮して実験系を実験動物以外に求めるよう努めること。
- (3) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、適正な実験動物の選択（動物種、系統、遺伝学的品質、微生物学的品質）、飼養条件及び実験方法の検討を行い、使用する動物を研究目的に必要な最小限度にとどめること。
- (4) 実験方法を検討する際には、実験処置が実験動物に与える苦痛の程度を判断し、これを可及的に軽減する等倫理的な面の配慮を払うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験計画を立案する場合においては、人道的エンドポイント（激しい苦痛から解放するために実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

（動物実験等の実施）

第10条 動物実験責任者は、動物実験の実施にあたり、動物実験計画申請書（様式第1号）を学長に提出し承認（様式第2号）を得なければならない。

- 2 動物実験実施者は、麻酔・鎮痛及び適切な保定、実験完了時期の配慮（人道的エンドポイントの設定）、適切な術後管理並びに安楽死処置法の選択等の手段によって、常に動物の苦痛をできるだけ軽減するようにしなければならない。
- 3 動物実験実施者は、動物実験計画の実施に際して、この規程及び関連諸規則を遵守するとともに、動物実験等の科学的かつ倫理的な実施に関して責任を負うものとする。
- 4 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更する場合は、動物実験計画変更申請書（様式第3号）を学長に提出し承認（様式第4号）を受けなければならない。
- 5 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を中止する場合は、学長に報告（様式第5号）しなければならない。
- 6 動物実験責任者は、実験動物を長期間繁殖・維持する場合には、学長に報告（様式第6号）しなければならない。
- 7 動物実験責任者は、動物実験完了後すみやかに結果について、学長に報告（様式第7号）しなければならない。
- 8 動物実験実施者は、実験を完了し、又は中止したことにより実験動物が不要となったときは、原則として速やかに苦痛を与えない方法（安楽死処置法）により処分しなければならない。

（動物の飼養又は保管）

第11条 実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施は、動物愛護管理法及び飼養保管基準に従い適切に維持管理された専用の飼養保管施設で行うものとする。

- 2 飼養保管施設以外の動物実験室あるいは動物保管実験室を設置する必要がある場合には、動物の保管及び動物実験等の実施に適した設備を整えるとともに、動物実験室（動物保管実験室）設置・変更申請書（様式第8号）を学長に提出し承認（様式第9号）を受けなければならない。学長は、申請のあった飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、可否の決定を行うものとする。

(実験動物の健康管理及び安全の保持)

第12条 動物実験実施者等は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、必要な健康管理を行うこととし、実験動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかったときは、適切な治療等を行わなくてはならない。

2 動物実験実施者等は、実験動物の安全の保持に努めるものとする。

(安全管理)

第13条 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等を実施する際には、次に掲げる事項に配慮するものとする。

(1) 物理的、化学的な材料若しくは病原体を取り扱う動物実験等、又は人の健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、動物実験実施者自身の安全の確保及び健康保持に特に注意すること。

(2) 遺伝子組換え動物等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物を用いる実験等を実施する際には、遺伝子組換え動物等の逸走防止等に特に注意すること。施設管理者は人に危害を与える恐れのある動物が施設等外に逸走した場合は、速やかに関係機関へ通報しなければならない。

2 施設管理者は、動物実験等に関与しない者が、飼養又は保管している動物に接触することがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 施設管理者及び動物実験実施者等は、実験動物に由来する感染症への罹患、実験動物による咬傷等に対する予防策及び発生時の対応策を事前に定めなければならない。

(動物実験実施者等の健康管理)

第14条 動物実験実施者等は、定期的に健康診断を受け、結果を学長に報告するものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年6月1日から施行する。

(岐阜薬科大学動物実験に関する指針の廃止)

2 岐阜薬科大学動物実験に関する指針（平成4年10月21日制定）は、廃止する。